

令和7年度とくしま農泊コンテンツ造成業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度とくしま農泊コンテンツ造成業務

2 業務目的

本県では、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行「農泊」を推進している。

インバウンドをはじめとする多様な旅行需要に対応できるよう、「とくしま農林漁家民宿」を営む農泊事業者等を対象に、本県の豊かな食やそれらを支える農林水産業、美しい農山漁村景観など地域資源を活用したコンテンツの造成を学ぶ研修を開催し、地域における消費機会の拡大及び単価再設定に繋がる高付加価値な農泊モデルの創出を図ることで、農山漁村地域の活性化及び農林漁業者の所得向上に繋げる。

3 委託期間

委託契約の日から令和8年3月20日（金）まで

4 事業対象経費

人件費（賃金等）、報償費（謝礼等）、旅費（旅費・費用弁償費）、需用費（消耗品費・燃料費等）、役務費（通信費・運搬費等）、使用料及び賃借料（会場使用料・自動車借料等）、委託料（他の団体等委託する場合は、事前に協議すること）等を対象とする。

5 業務内容

(1) 農泊コンテンツ造成を目的とした研修の企画・運営

ア 対象

- ・「とくしま農林漁家民宿」等、農泊に取り組む事業者
- ・今後、農泊の実施を検討している事業者
- ・都市農村交流に関心のある農林漁業者 等

イ 開催時期等

開催時期：令和7年10月から令和8年3月まで

実施場所：県内（県庁万代庁舎及び各総合県民局の会議室等の利用も可とする）

実施回数：3回以上

開催日、時間帯、場所は対象者が参加しやすいものを設定すること。

ウ 定員

参加定員は各回20名程度とする。

エ 研修内容

なお、以下の条件により、研修を実施すること。

(ア)「地域の食」「特色ある地場の農林水産業」「食文化・農山漁村景観等の観光資源」を核とした、ストーリーのある「徳島ならではの」付加価値の高い体験コンテンツの造成に向けた研修とする。

(イ)コンテンツは「食事」「体験」「地域との交流」、また、それらを組み合わせたものを想定する。コンテンツを通して本県の農林水産業の魅力が伝わり、利用者の農泊地域に対する関心が高められるものとする。

- (ウ) 各会の研修テーマとして、(第1回)「地域資源の発掘」(第2回)「コンテンツの造成」(第3回)「OTAの導入」を取り上げるものとする。最終的には、参加者がコンテンツ紹介資料(商品タリフ)を作成できることを想定する。なお、より、効果的なテーマ設定が可能な場合は、受託者から提案することも可能とする。
- (エ) 講師は、本事業に適合した知見や経験をもつ有識者とする。
- (オ) ワークショップやフィールド形式の視察等、適宜参加者間のネットワークづくりに向けて、情報交換等の交流が図られる内容とする。
- (カ) コンテンツはインバウンド層のニーズに対応したものとする。
- (キ) 業務効果の測定のため、参加者の研修に対する評価などアンケート調査を行うこと。なお、調査内容については委託者(以下、県という。)と協議の上、実施すること。
- (ク) その他、事業目的の達成に向けて必要な業務を実施すること。

オ その他留意事項

- (ア) アーカイブ配信用の動画を撮影し視聴者が理解しやすいよう編集を行うこと。配信にあたっては、他者の著作権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。特に、研修の参加者が配信する動画に映り込む可能性がある場合においては、参加者に対して、受託者から事前確認を行うこと。動画は、徳島県公式 YouTube 等へ掲載する。動画の納品にあたっては DVD 等のメディアに記録したものを提出するが、制作過程における協議及び確認等のためのデータ提出については、電子メール及び県のストレージサービス(総合オンラインストレージサービス DECO) 経由での提出を可能とする。
- (イ) 研修教材は参加者にとって分かりやすく、研修後において振り返り、活用できる内容とする。
- (ウ) 参加者募集及び参加者の決定は、県が主導で共同実施するものとする。

(2) その他業務に付随する業務

委託者(県)との協議、農林漁家民宿との事前調整、業務遂行上必要な進行管理、講師との連絡調整業務他

6 成果物(報告書)の提出

受託者は、委託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書(指定様式)と合わせて記録写真及びアンケート調査結果分析を含めた事業全体の報告書等の成果物を提出すること。記録写真等については、データ形式で納品し、すべての著作権(著作権法第27条及び第28条に規程する権利を含む)は、委託者に帰属すること。

(1) 提出期限

令和8年3月20日(金)

(2) 提出先

徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

(3) 部数

- ・委託業務完了報告書 1部
- ・事業実施(実績)報告書 1部
- ・アーカイブ配信を収録した電子媒体

納品する電子媒体は、最新のウイルス対策ソフトを用いてウイルスチェックを行うこと。また、DVD プレイヤー及びパソコンでも再生可能な形式で、県への事前確認の上、提出すること。

7 その他留意事項

- (1) 本業務に係る全ての経費は委託金額に含まれるものとする。
- (2) 本業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、県と協議の上承諾を得た場合は、業務の一部を委託することができる。
- (3) 受託者は、本業務（再委託した場合も含む。）の履行を通じて知り得た情報を他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合にはその賠償の責めを負うものとする。
- (6) 委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、徳島県との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心掛けること。また、適宜進捗状況の報告を行うこと。
- (7) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、県と受託者で協議して決定するものとする。